

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6228-8755 まで!

河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISOビル 7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

最低賃金が改定されます(確定しました。)

都道府県の平成 29 年度地域別最低賃金額及び発効年月日が確定致しましたので、ご確認下さい。

大阪府の最低賃金

(平成 29 年 9 月 30 日から)

909 円 (時間給)

必ずチェック
最低賃金!
使用者も、労働者も。



都道府県名	答申された改定額【円】	引上げ額【円】	(発効予定年月日)
大阪	909	26	(平成 29 年 9 月 30 日)
京都	856	25	(平成 29 年 10 月 1 日)
兵庫	844	25	(平成 29 年 10 月 1 日)
奈良	786	24	(平成 29 年 10 月 1 日)

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

具体的には、実際に支払われる賃金から、次の賃金を除外したものが最低賃金の対象です。

- 1 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 2 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 3 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金、固定残業手当など)
- 4 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- 5 深夜(22時~5時)の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の計算額を超える額(深夜割増賃金など)
- 6 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

【厚生労働省より】

仕事と介護の両立について

エン・ジャパン株式会社が運営する、ミドル層専用の転職求人サイト、『ミドルの転職』を利用している 35 歳~55 歳のユーザーを対象に「仕事と介護の両立」についてアンケートを行ない、302 名から回答を得られました。

《調査結果 概要》

★ 「勤務先は仕事と介護の両立に理解がある」と回答した方は 2 割に留まる。

「理解があると思う」と回答した方のうち、最も多かった理由は「介護休業・休暇制度など、制度や規則が整っている」(40%)でした。一方、「理解がないと思う」と回答した方のうち、もっとも多かった理由は「介護に関わる制度や規則が整備されていない」(62%)でした。

★ 8 割の方は「介護の必要に迫られても仕事を続けたい」と回答。

「介護の必要に迫られた場合でも、仕事を続けたい」と回答した方が 79%でした。「仕事をしなければ介護のための費用を維持できないから」という経済的な理由を挙げる声が多く寄せられました。

★ 仕事と介護の両立を見据えて備えていること⇒「両立出来る転職先探し」「柔軟に働くためにスキル向上」。

具体的に準備していることを質問すると、「両立できる転職先を探す」(47%)、「様々な働き方に対応できるよう、スキルを身につける」(45%)との回答でした。

【エン・ジャパン株式会社より】

☆☆☆ 事務所 20 周年旅行のため、下記の期間を休業致します ☆☆☆

誠に勝手ながら、9 月 29 日(金)から 10 月 2 日(月)まで休業とさせていただきます。

ご不便をおかけしますが何とぞよろしくお願い申し上げます。

